

# 第10次鳥獣保護事業計画書

(案)

平成20年4月1日から

4年間

平成24年3月31日まで

群馬県

# 目 次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
2 特別保護地区の指定	4
3 休猟区の指定	5
4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定	5
5 鳥獣保護区の整備	6
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1 鳥獣の人工増殖	7
2 放鳥獣	7
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	8
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	8
2 学術研究を目的とする場合	12
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	13
4 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	20
5 その他特別の事由の場合	21
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	22
1 特定猟具使用禁止区域の指定	22
2 特定猟具使用制限区域の指定	23
3 猟区設定のための研究	23
第六 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する事項	24
1 特定鳥獣保護管理計画の策定に関する方針	24
2 特定鳥獣保護管理計画	24
3 自主保護管理計画	25
4 特定計画の取組の充実	25
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	26
1 基本方針	26
2 鳥獣保護対策調査	26
3 狩猟対策調査	27
4 有害鳥獣対策調査	28
第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項	29
1 鳥獣保護思想の普及	29
2 野鳥の森等の整備	29
3 愛鳥モデル校の指定	30
4 安易な餌付けの防止	31
5 法令の周知徹底	31
第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	32
1 鳥獣行政担当職員	32
2 鳥獣保護員	32
3 保護管理の担い手の育成	33
4 鳥獣保護センター等の設置	34
5 取組み	34
6 必要な財源の確保	35
第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	36
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	36
2 鳥獣の区分と保護管理の考え方	36
3 狩猟の適正管理	37
4 入猟者承認制度に関する留意点等	37
5 指定猟法禁止区域	38
6 鳥類の飼養の適正化	38
7 販売禁止鳥獣等	38
8 傷病鳥獣救護の基本的な対応	39
9 人畜共通感染症への対応	39
資料 群馬県の市町村位置図と管轄環境森林事務所（センター）	40